手続きの流れ

まずは事前相談からお気軽に!!

事前相談

- ●補助要件等について必ず事前に相談し、「事前協議書」を 提出してください。
 - ◆ 手続きには一定の期間が必要となりますので、あらかじめ余裕をもってのご相談をお願いいたします。

補助金の 交付申請

■ 工事等の内容が決まり、準備ができましたら、契約・ 着工前に「補助金交付申請書」を提出してください。

補助金の 交付決定[市

● 補助要件などの適合の確認後に、「補助金交付決定通知書」を交付します。

工事等の契約・着手

補助金の交付決定後に、工事等の契約・着工を行ってください。

完了の報告

工事の完了後に、「完了実績報告書」を提出してください。申請を行った年度の11月末日までにお出しください。

補助金額の 確定【市】

補助要件などの適合の確認後に、「補助金額確定通知書」 を交付します。

補助金の 交付請求

- 補助金額の確定後に、「補助金交付請求書」を提出してください。
 - ◆ 指定の口座に補助金を入金します。

維持管理

- 整備した扉や塀などの維持管理をしてください。
- ◆ 譲渡や変更をする場合は、事前に協議が必要です。

ご注意

- 補助は予算の範囲で実施しますので、予定額に達し次第受付を終了します。
- 他の補助金との重複はできません。また、過去に他の補助金により工事等を行っている場合、補助の 対象外になることがあります。
- 補助金の交付決定より前に行った工事や、法令に適合しない工事等は補助の対象外となります。
- 法人が所有する建物、ブロック塀等については補助の対象外となります。

新たな公園の整備に関する検討について

協議会では、芝樋ノ爪1丁目 5 番地内に整備予定の新しい公園に関する検討を進めております。これまでに3回の検討会を開催し、公園案作成のために活発な意見交換を行いました。



▲公園検討会の様子

■ 問合せ先

※詳しくは川口市ホームページをご覧ください。

川口市 都市整備部 市街地整備室 住所: 〒333-0853 川口市芝園町3-17 TEL: 048-264-5321 (直通) FAX: 048-264-5322

まちづくり協議会ニュース

20号

発行日 : 平成 29 年9月 発行 : 芝樋ノ爪及び芝4

: 芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会 (事務局)川口市和市整備部市街地整備室

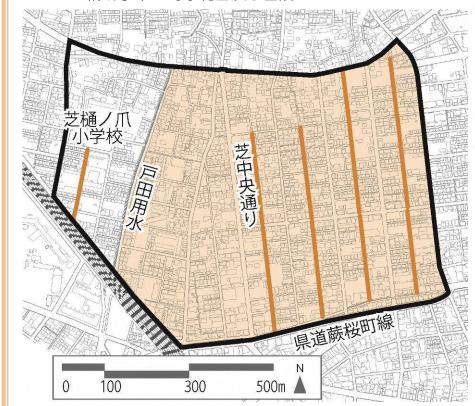
E協力 : (株)首都圏総合計画研究所

災害に強いまちへの改善を応援します!



芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区は、地区の大半が「地震時等に著しく危険な密集市街地*」(以下、危険密集市街地)となっているため、川口市では現在までに道路拡幅事業や地区計画の策定等を行い、地区の安全性の向上を図ってきました。これらの取り組みに加え、より災害に強いまちづくりを進めるため、下記の3つの補助事業を行います。(詳細は2~3ページをご覧ください。)

- 1 行き止まり道路改修補助 (緊急避難路整備事業)
- 2 危険ブロック塀解体・整備補助 (防災避難路整備事業)
- 3 老朽建築物解体補助(木造老朽建築物等除却事業)
- ■3つの補助事業の対象範囲及び箇所



- 1 2 の補助対象となる 蓋掛け水路
- 3 の補助対象となる 危険密集市街地
- ※「地震時等に著しく危険な密集 市街地(危険密集市街地)」は、 国土交通省が平成24年に公表 したもので、密集市街地のう ち、延焼危険性又は避難困難性 が高く、地震時等において最低 限の安全性を確保することが 困難である、著しく危険な密集 市街地をいいます。

4

1

新しい補助事業の内容

1 行き止まり道路改修補助 (緊急避難路整備事業)

もしもの時にふた掛け水路からも 逃げられるようにしたい!

■対象となる工事

蓋掛け水路に面する行き止まりの改善に関する工事のうち、以下のもの。

- ① 行き止まりとなっているブロック塀や植栽を除却する工事(幅90cm以上)
- ② ①の除却後に、扉や階段等の設備を設置する工事(幅90cm以上)

■補助の要件

- ●火災又は地震時などの緊急時に避難路として、誰が通り抜けてもよいことを 承諾した「通り抜け協定」を締結していること。
- 工事完了時に水路の区域に越境しているものがないこと。 など

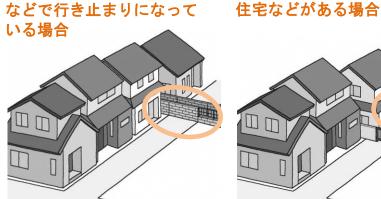
■補助金の上限など

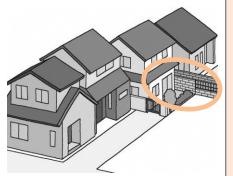
補助対象となる工事費の上限	補助率	補助金上限
3 0 万円 ※	9/10	2 7 万円

※又は2者以上の見積り額のうち低い額

事例 1

蓋かけ水路に面する箇所が塀 などで行き止まりになって





蓋かけ水路に面する突当りに



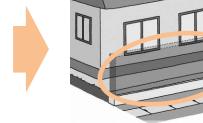
事例 2



[2] 危険ブロック塀解体・整備補助 (防災避難路整備事業)

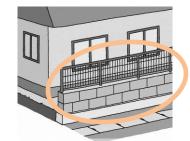
危ないプロック塀を改善して、 ふた掛け水路を安全に通れるよう にしたい!





■補助の要件

ブロック塀などの除却



①ブロック塀等の除却

②軽量なフェンス等の設置

■対象となる工事

蓋掛け水路沿いの危険なブロック塀等の改善に関する工事のうち、以下のもの。

- ① 高さが宅地地盤面より0.6m又は隣接水路面から1.0mを超えるブロ ック塀などを除却する工事
- ② ①の除却後に、軽量なフェンスや門を設置する工事

■補助金の上限など

内容	補助対象となる工事費の上限	補助率	補助金上限
①ブロック塀などの除却	9千円/m×延長(m) ※	9/10	10万円
②軽量なフェンスや門の設置	2万円/m×延長(m) ※	1/2	1 2 万円

※又は2者以上の見積り額のうち低い額

■ 工事完了時に水路の区域に越境しているものがないこと。 など

※危険ブロック塀とは、水路に面するコンクリート 製の塀、ブロック塀、石積塀、万年塀、その他こ れらに類する塀及び門で、災害時に転倒や倒壊に より避難等を妨げる又は人に危害を及ぼすおそれ のあるものとします。

3 老朽建築物解体補助

(木造老朽建築物等除却事業)

建替えができなくて古くなった 木造住宅を壊したい!

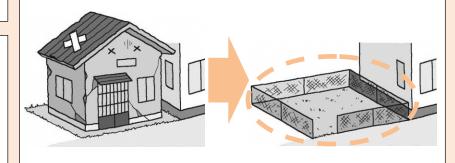
■対象となる工事

危険密集市街地の区域内にある木造老朽建築物(下記の すべてを満たすもの) 等の除却に関する工事

- ① 新築・増築等に必要な接道条件を満たさない敷地に 建築されているもの
- ② 昭和56年5月31日以前に建築されているもの
- ③ 主要な構造部が木造のもの

■補助の要件

動地内の火災時の延焼のもととなるものをすべて除却 すること。 など



■補助金の上限など

補助対象となる工事費の上限	補助率	補助金上限
2万円/㎡×延床面積(㎡)※	2/3	100万円

※又は2者以上の見積り額のうち低い額

【その他の要件(1~3 共通)】

- ○補助対象物を所有していること
- 〇市税を滞納していないこと
- ○関係権利者の承諾が得られていること
- 〇10年以上維持管理すること
- 〇市内業者に請け負わせて工事を行うこと など